



2018年5月22日

各位

会社名 新日本無線株式会社
 代表者名 代表取締役社長 小倉 良
 (コード: 6911 東証第1部)
 問合せ先 総務部長 秋松正浩
 (TEL:03-5642-8222)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において2018年6月25日開催予定の当社定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

親会社である日清紡ホールディングス株式会社において、グループ内で決算期を統一するための事業年度の変更があるため。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第11条(総会の招集) 定時株主総会は、毎年6月に招集する。 臨時株主総会は、必要がある場合、随時招集する。	第11条(総会の招集) 定時株主総会は、毎年3月に招集する。 臨時株主総会は、必要がある場合、随時招集する。
第13条(定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。	第13条(定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。
第35条(事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。	第35条(事業年度) 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。
第37条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第37条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6月30日</u> とする。 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(新設)	附則 <u>第1条 第35条(事業年度)の規定にかかわらず、第84期事業年度は、2018年4月1日から2018年12月31日までの9か月間とする。</u> <u>第2条 第37条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第84期事業年度の中間配当の基準日は、2018年9月30日とする。</u> <u>第3条 本附則は、第84期事業年度の終了をもって、これを削除する。</u>

3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日 2018年6月25日
 定款変更の効力発生日 2018年6月25日

以上